

関市防災基本条例（案）の概要

条例制定に向けたこれまでの経緯

関市防災会議は、自助、共助のための条例の制定に向けた調査を行うため、一般公募を含む17名で構成する関市防災基本条例策定専門委員会を設置しました。

専門委員会は、自助、共助それぞれができる防災対策と、公助にしかできない防災対策について、令和4年6月から令和5年1月にわたり6回の審議を重ね、「関市防災基本条例に関する調査結果」を取りまとめました。

令和5年1月27日、関市防災会議はこの調査結果を受け、同日、その内容を市長に報告しました。

(1) 関市防災基本条例策定専門委員会

○専門委員会の調査

専門委員会は、条例の制定に向けて市民や自主防災組織、事業者及び市が適切な役割分担の下で協働して地域の防災力のさらなる向上を図るために必要な事項を調査しました。

専門委員会は、幅広い意見を集約するため、委員のほか、平成30年7月豪雨の被災体験者や若者、子育て・働く世代、防災に関して専門的な知識や経験がある方との意見交換や、障がいのある方を対象にアンケート調査を行い「関市防災基本条例に関する調査結果」を取りまとめました。

第1回専門委員会（R4.6.2）	◎ 条例の制定について ◎ 市民、自主防災組織、事業者、行政の責務と役割
第2回専門委員会（R4.6.22）	◎ 意見交換（ワークショップ） 自助、共助それぞれができる防災対策（取り組んでいただきたい防災対策）と、公助にしかできない防災対策について
第3回専門委員会（R4.7.13）	同上
第4回専門委員会（R4.8.3）	◎ 委員からの意見・提案のまとめ
第5回専門委員会（R4.12.22）	◎ 条例骨子案について
第6回専門委員会（R5.1.13）	◎ まとめ、調査結果報告、意見交換
【報告】（仮）関市防災基本条例に関する調査結果 関市防災会議へ制定目的、方向性、概要などを報告（R5.1.27）	

(2) 団体等との意見交換

	対象者	テーマ
被災者	上之保地域 18名（R4.9.22）	災害を経験し家庭での備えや地域連携による防災活動について
	富野地域 19名（R4.9.25）	
	武儀地域 9名（R4.9.30）	
子育て世代	小中学校PTA会長 12名（R4.9.30）	自助、共助で取り組むべき防災活動について

若者	VSプロジェクト8名(高校生)(R4.8.19) 消防団学生隊5名(中部学院大学)(R4.10.5)	自助、共助で取り組むべき防災対策について
指導者	防災指導員 24名(R4.10.1)	市民、地域・隣近所、友人、事業者 公助に期待する防災活動について

(3) アンケート調査

	対象者	テーマ
障がい者	R4.9~10月関市障害者団体連合会を通じてアンケート実施 (88名/170名 回答率51.7%)	日頃から行っている防災の取組や避難等での不安、防災活動でのお困りごとについて

条例の必要性<背景>

- ① 全国各地で発生する自然災害において、想定を超える被害が発生し地域での助け合いの重要性が高まっている。
- ② 平成30年7月豪雨では、近隣者からの避難の呼びかけや復旧活動など、地域の助け合いの重要性が明らかとなったが、発生から5年が経ち、防災意識が弱まりつつある。
- ③ 今後、南海トラフ巨大地震などの発生が危惧されており、これまでの災害を超える甚大な被害を受けるおそれがある。
- ④ 地域ごとに防災意識に差があり、防災対策がなかなか進んでいないことから、全市的に防災対策を促進する必要がある。

条例の目的

市民、事業者、自主防災組織、市が適切な役割分担の下で協働して防災力を向上させ、誰もが安心して暮らすことができる災害に強いまちを実現することを目指します。

条例のポイント

(1) 自助の推進

①市民の役割

- ハザードマップで危険箇所の把握と避難方法の確認
- 日頃から近隣住民同士が協力し合える関係の形成
- 食料、飲料水、携帯トイレなどの必要な物資の備蓄(3日分以上)

②事業者の役割

- 従業員及び事業所に来所する人の安全を確保
- 事業所周辺の市民の安全を確保するため、地域の防災活動に協力
- 食料、飲料水、携帯トイレなどの従業員等に必要な物資の備蓄

(2) 共助の推進

①自主防災組織の役割

- 地域の特性に合わせた防災訓練の実施
- 地域における連絡体制の整備
- 市民、事業者、消防団及び民生委員との連携

②要配慮者の支援

- 市民、自主防災組織及び民生委員による要配慮者の安否確認・見守り活動の実施

③避難所の運営等

- 避難生活が長期化する場合、市民及び自主防災組織による避難所運営
- 事業者による事業所周辺の避難者に対する滞在場所の提供

条例の骨子案

市民や事業者にもわかりやすいよう、タイムラインに沿った構成としています。

(1) 体系

前 文

第1章 総 則 (第1条～第7条)

【条例全体に共通する考え方】

第2章 予防対策 (第8条～第15条)

【災害が発生する前の段階において、日頃から取り組むべき対策】

第3章 応急・復旧対策 (第16条～第19条)

【災害発生時又は発生のおそれがある時に行うべき対策と、被災後に行うべき対策】

第4章 その他 (第20条)

(2) 条例の特色

基本理念	被災者の年齢、国籍、性別、障害の有無などの事情を踏まえた適切な配慮をすること
市民の役割	地域及び近隣住民が協力し合える良好な関係づくり
事業者の役割	地域の一員として、地域の防災活動への協力
建築物等の安全確保	森林所有者（管理者）による適正な森林管理
避難行動のための準備	ハザードマップによる危険箇所の把握と避難方法の確認
物資の備蓄等	《市民》食料、飲料水、携帯トイレ等必要な物資の3日以上以上の備蓄 《事業者》食料、飲料水、携帯トイレ等従業員等が必要な物資の備蓄
自主防災活動	地域の特性に合わせた防災訓練の実施 地域における連絡体制の整備
要配慮者の支援	市民、自主防災組織、民生委員の相互連携による日頃からの見守り活動の実施
避難所の運営等	市民、自主防災組織による避難所運営 事業者による滞在場所の提供

今後の予定

(1) パブリックコメント

令和6年3月1日から3月31日までの1月間